

○水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成15年12月22日

水戸市条例第45号

(目的)

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積（以下「土地の埋立て等」という。）について必要な規制を定めることにより、土壌の汚染及び土砂等の流出等による災害の防止を図り、もって市民の生活環境を保全することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「土砂等」とは、土砂及び土砂に混入し、又は付着した物で廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第1項に規定する廃棄物以外のものをいう。

(適用除外)

第3条 この条例は、次の各号のいずれかに該当する土地の埋立て等については、適用しない。

- (1) 規則で定める法令又は条例の規定による許可、認可等に係る土地の埋立て等
- (2) 国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等
- (3) 造成その他これに類する行為をする土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内から発生した土砂等のみを用いて行われるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

(市の責務)

第3条の2 市は、市内における土地の埋立て等の状況を把握し、関係機関と協力して土地の埋立て等が適正に行われるよう、必要な措置を講ずることに努めるものとする。

(土地の埋立て等を行う者の責務)

第4条 土地の埋立て等を行う者は、当該土地の埋立て等を行う土地の区域（以下「埋立て等区域」という。）の周辺の地域の住民の理解を得るよう努めるとともに、当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止のため必要な措置を講じなければならない。

(土砂等を発生させる者の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、当該発生させる土砂等が土地の埋立て等に用いられる場合は、当該土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地の所有者、管理者又は占有者（以下「土地所有者等」という。）は、その所有し、管理し、又は占有する土地において土地の埋立て等が行われる場合は、当該土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(土地の埋立て等の許可)

第7条 土地の埋立て等を行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 土地の埋立て等の目的
- (3) 埋立て等区域の位置
- (4) 埋立て等区域の面積
- (5) 土地の埋立て等を行う期間
- (6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者
- (7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所
- (8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量
- (9) 土地の埋立て等の施工に関する計画
- (10) 埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、埋立て等区域の周辺の地域の災害の防止に関する計画。次条第4号、第12条第2項及び第19条第2項第1号において同じ。）
- (11) 土地の埋立て等を他の者に請け負わせる場合にあっては、当該請負人の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、埋立て等区域の位置を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（許可の要件）

第8条 市長は、前条第1項の規定による許可の申請に係る土地の埋立て等が次の各号（埋立て等区域の面積が3,000平方メートルを超える場合にあっては、第3号から第5号まで）に掲げる要件を満たす場合でなければ、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等が規則で定める基準に適合するものであること。
- (2) 当該土地の埋立て等に用いる土砂等に有害物質（鉛、ひ素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）が含まれる場合にあっては、当該含まれる有害物質の量が規則で定める基準に適合するものであること。
- (2)の2 当該土地の埋立て等に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであり、当該土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。ただし、規則で定める土地の埋立て等にあつては、この限りでない。
- (3) 当該土地の埋立て等の施工に関する計画が規則で定める技術上の基準に適合するものであること。

(4) 当該埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画が規則で定める基準に適合するものであること。

(5) 当該申請をした者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 次のいずれかの事由により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

(ア) 廃棄物処理法、浄化槽法（昭和58年法律第43号）、この条例その他生活環境の保全を目的とする法令又は条例で規則で定めるものに違反したこと。

(イ) (ア)に掲げる法令又は条例の規定に基づく処分に違反したこと。

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（同法第32条の3第7項又は第32条の11第1項を除く。）に違反したこと。

(エ) 刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条又は第247条の罪を犯したこと。

(オ) 暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯したこと。

オ 次に掲げる規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者

(ア) 廃棄物処理法第7条の4第1項（同項第4号に係る部分を除く。）

(イ) 廃棄物処理法第14条の3の2第1項（同項第4号に係る部分を除く。）（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）

(ウ) 浄化槽法第41条第2項

カ オに規定する規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人（次に掲げる規定により許可を取り消された法人を除く。）の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であった者（当該許可の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知（キ及びクにおいて「聴聞の通知」という。）があった日前60日以内に役員であったものに限る。）で当該許可の取消しの日から5年を経過しないもの

(ア) 廃棄物処理法第7条の4第1項第3号

(イ) 廃棄物処理法第14条の3の2第1項第3号（廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）

キ 次に掲げる規定による許可の取消しの処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間（クにおいて「処分等の決定までの期間」という。）に廃棄物処理法第7条の2第3項（廃棄物処理法第14条の2第3項及び第14条の5第3

項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集、運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出(クにおいて「事業の廃止の届出」という。)をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から5年を経過しないもの

(ア) 廃棄物処理法第7条の4第1項

(イ) 廃棄物処理法第14条の3の2第1項(廃棄物処理法第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。)

(ウ) 浄化槽法第41条第2項

ク 処分等の決定までの期間内に事業の廃止の届出があった場合において、聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ケ 第19条第1項又は第2項の規定による命令(同項の規定による土地の埋立て等の停止の命令を除く。コにおいて同じ。)を受け、その命令に係る措置が完了していない者

コ 第19条第1項又は第2項の規定による命令を受け、その命令に係る措置が完了していない法人の役員(当該命令の日に役員であったものに限る。)

サ 第19条第2項又は第20条の規定により土地の埋立て等の停止の命令を受け、その停止の期間を経過しない者

シ 第19条第2項又は第20条の規定により土地の埋立て等の停止の命令を受け、その停止の期間を経過しない法人の役員(当該命令の日に役員であったものに限る。)

ス 第20条又は水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成12年水戸市条例第6号。以下「廃棄物適正処理条例」という。)第25条の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者(次のいずれかに該当することにより許可を取り消された者を除く。)

(ア) ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条まで若しくは第32条第1項(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。))の規定若しくは第24条第1項若しくは第25条(同項の規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。)、チ、ツ又はニに該当するに至ったとき。

(イ) テからナまで(ウ若しくはエ(廃棄物処理法第25条から第27条までの規定若しくは第24条第1項の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))、オ、カ、このス、セ、チ又はツに該当することによる場合に限る。))のいずれかに該当するに至ったとき。

セ 第20条又は廃棄物適正処理条例第25条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない法人（ス（ア）又は（イ）のいずれかに該当することにより許可を取り消された法人及びテに規定する法定代理人、トに規定する役員若しくは使用人又はナに規定する使用人がオ、カ、ス又はこのセに該当することにより許可を取り消された法人を除く。）の役員（当該許可の取消しの処分に係る水戸市行政手続条例（平成7年水戸市条例第39号）第16条の規定による通知（ソ及びタにおいて「聴聞の通知」という。）があった日前60日以内に役員であったものに限る。）であった者で当該許可の取消しの日から5年を経過しないもの

ソ 第20条又は廃棄物適正処理条例第25条の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞の通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間（ソにおいて「処分等の決定までの期間」という。）に第12条第1項第3号の規定による当該許可に係る土地の埋立て等の廃止の届出（以下「土地の埋立て等の廃止の届出」という。）をした者（当該許可に係る土地の埋立て等の廃止についての相当の理由がある者を除く。）で当該土地の埋立て等の廃止の届出の日から5年を経過しないもの

タ 処分等の決定までの期間内に土地の埋立て等の廃止の届出があった場合において、聴聞の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人（当該許可に係る土地の埋立て等の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であった者又は当該届出に係る個人（当該許可に係る土地の埋立て等の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であった者で、当該土地の埋立て等の廃止の届出の日から5年を経過しないもの
チ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ツ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

テ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからツまでのいずれかに該当するもの

ト 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからツまでのいずれかに該当する者のあるもの

ナ 個人で規則で定める使用人のうちにアからツまでのいずれかに該当する者のあるもの

ニ 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるもの

（許可の条件）

第9条 市長は、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、第7条第1項の規定による許可に条件を付することができる。

（変更の許可等）

第10条 第7条第1項の規定による許可を受けた者（以下「事業者」という。）は、同条第2項第2号から第10号までに掲げる事項又は土地の埋立て等を請け負わせる者を変更する場合は、市長の許可を受けなければならない。ただし、当該変更が次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該変更後の土地の埋立て等が第8条各号に掲げる要件を満たす場合は、この限りでない。

- (1) 当該許可に係る埋立て等区域の面積の縮小
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を行う期間の短縮
- (3) 当該許可に係る土地の埋立て等に用いる土砂等の量の減少
- (4) 当該許可に係る法人の役員、法定代理人、第14条に規定する者又は法人の発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主若しくは出資の額の100分の5に相当する額以上の出資をしている者の変更

2 前2条の規定は、前項の規定による許可について準用する。

3 事業者は、第1項各号に掲げる変更をし、若しくは第7条第2項第1号若しくは第12号に掲げる事項を変更した場合、同項第11号に掲げる事項に変更（土地の埋立て等を請け負わせる者の変更に伴うものを除く。）があった場合又は他の者に請け負わせた土地の埋立て等に係る契約を解除し、若しくは解約して土地の埋立て等を自ら行うこととした場合は、当該変更の日又は当該契約を解除し、若しくは解約した日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（許可申請手数料）

第11条 第7条第1項又は前条第1項の規定による許可の申請をしようとする者は、別表に掲げる手数料を申請時に納付しなければならない。

（着手の届出等）

第12条 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 当該許可に係る土地の埋立て等に着手したとき。
- (2) 当該許可に係る土地の埋立て等を完了したとき。
- (3) 当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は休止したとき。
- (4) 休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開したとき。

2 市長は、前項の規定による届出（同項第2号又は第3号に係るものに限る。）があったときは、遅滞なく、当該届出に係る土地の埋立て等が第7条第2項に規定する申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画及び埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画（第10条第1項の規定による変更の許可があったときは、それぞれその変更後のもの。第19条第2項第1号において同じ。）に適合しているかどうかについて確認するものとする。

（地位の承継）

第13条 事業者について相続、合併又は分割があったときは、その相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により第7条第1項の規定による許可に基づく権利を承継した法人は、事業者が有していた当該許可に基づく地位を承継する。

2 前項の規定により事業者の地位を承継した者は、その日から10日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第14条 事業者は、埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全又は災害の防止のため、当該許可に係る土地の埋立て等の施工上の管理をする者を置き、必要な管理をさせなければならない。

(標識の設置)

第15条 事業者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、氏名又は名称その他規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。

(帳簿への記載等)

第16条 事業者は、当該許可に係る土地の埋立て等の実施日ごとにそれぞれに用いた土砂等の数量その他規則で定める事項を帳簿に記載しておかななければならない。

2 事業者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から3月ごとの実績について、当該期間の末日から1月以内に、規則で定める事項を記載した報告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る土地の埋立て等が当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から3月内に完了し、又は廃止した場合は、この限りでない。

3 事業者は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、前項の規定による直近の報告に係る期間の末日の翌日（当該許可に係る土地の埋立て等の期間が3月未満の場合にあっては、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日）から当該土地の埋立て等を完了し、又は廃止した日までの実績について、その完了し、又は廃止した日から1月以内に、同項に規定する事項を記載した報告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(土壌の調査等)

第17条 事業者は、当該許可に係る埋立て等区域（当該埋立て等区域の面積（第10条第1項の規定による変更の許可があったときは、その変更後の埋立て等区域の面積）が3,000平方メートル以下であるものに限る。次項において同じ。）内の土壌の有害物質による汚染の状況について、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から3月ごとに1回調査をし、当該調査をした日から1月以内に、規則で定める事項を記載した報告書に規則で定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、当該許可に係る土地の埋立て等が当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日から3月内に完了し、又は廃止した場合は、この限りでない。

2 事業者は、当該許可に係る土地の埋立て等を完了し、又は廃止したときは、当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について、当該完了し、又は廃止した日から10日以

内に市の職員を立ち合わせて調査をし、当該調査をした日から1月以内に、前項に規定する事項を記載した報告書に同項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(書類の備付け及び閲覧)

第18条 事業者は、当該許可に係る第7条第2項に規定する申請書の写し、第16条に規定する帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備え置き、当該土地の埋立て等について生活環境の保全又は災害の防止上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

(措置命令等)

第19条 市長は、第7条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者（当該土地の埋立て等を行った者に対し、当該違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、又は当該土地の埋立て等を行った者が当該違反行為をすることを助けた者があるときは、その者を含む。）に対し、当該土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事業者に対し、第9条（第10条第2項において準用する場合を含む。次条第4号において同じ。）の規定により許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 当該土地の埋立て等が第8条第1号若しくは第2号に掲げる要件又は当該許可に係る第7条第2項に規定する申請書に記載した土地の埋立て等の施工に関する計画若しくは埋立て等区域の周辺の地域の生活環境の保全及び災害の防止に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全又は災害の防止のため緊急の必要があると認めるとき。

(許可の取消し等)

第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、第7条第1項の規定による許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく、第7条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止しているとき。

(2) 偽りその他不正の手段により第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可を受けたとき。

(3) 第8条第5号アからコまで、スからタまで又はテからニまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 第9条の規定により許可に付した条件（前条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの）に違反したとき。

(5) 第10条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(6) 前条第2項及びこの条の規定による命令に違反したとき。

(公表)

第20条の2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者について、規則に定めるところにより公表することができる。

- (1) 第19条又は前条の規定による命令に違反した者
- (2) 前条の規定により第7条第1項の規定による許可を取り消された者
(協力要請)

第21条 市長は、生活環境の保全又は災害の防止のため必要があると認めるときは、土砂等を発生させる者、土地の埋立て等を行う土地の所有者その他土地の埋立て等の関係者に対し、必要な協力を要請することができる。

(関係行政機関への照会等)

第21条の2 市長は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関に対し、照会し、又は協力を要請することができる。

(報告の徴収及び立入検査等)

第22条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者、土地の埋立て等に係る土地所有者等その他土地の埋立て等の関係者（次項において「土地の埋立て等関係者」という。）に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 市長は、この条例の施行に必要な限度において、職員を埋立て等区域若しくは土地の埋立て等関係者の事務所若しくは事業所に立ち入らせ、土地の埋立て等の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は土地の埋立て等関係者に質問させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
(委任)

第23条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2年以下の拘禁刑又は1,000,000円以下の罰金に処する。

(1) 第7条第1項又は第10条第1項（第7条第2項第2号に掲げる事項の変更に係る部分を除く。）の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 第19条第1項若しくは第2項又は第20条の規定による命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、500,000円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第22条第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、300,000円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第3項、第12条第1項又は第13条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第15条の規定に違反したとき。

(3) 第16条第2項若しくは第3項又は第17条第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(両罰規定)

第25条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に土砂等による土地の埋立て等を行っている者は、この条例の施行の日から1月を経過する日までの間（当該期間内に第7条第1項の規定による許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の規定による許可を受けずに、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

(東茨城郡内原町編入に伴う経過措置)

3 東茨城郡内原町編入の際現に旧内原町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成5年内原町条例第2号。以下「旧町条例」という。）第4条の規定により申請をし、又は許可を受けている土砂等による土地の埋立て等については、この条例の規定にかかわらず、なお旧町条例の例による。

(平16条例84・追加)

4 東茨城郡内原町編入の日前にした旧町条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平16条例84・追加)

付 則（平成16年12月22日条例第84号）

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

付 則（平成28年9月30日条例第41号）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第8条第5号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請に係る許可の要件について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請に係る許可の要件及び施行日前に許可を受けた土地の埋立て等に係る事項のうち改正後の第7条第2項第2号から第10号までに掲げるものの変更又は土地の埋立て等を請け負わせる者の変更に係る改正後の第10条第1項ただし書に規定する要件については、なお従前の例による。
- 3 施行日前になされた申請に基づく土地の埋立て等の許可を受けた者で施行日以後に土地の埋立て等を完了し、又は廃止するものに対する改正後の第16条第2項及び第17条第1項の規定の適用については、改正後の第16条第2項中「着手した日」とあるのは「着手した日又は水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成28年水戸市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）の施行の日のいずれか遅い日」と、改正後の第17条第1項中「着手した日」とあるのは「着手した日又は一部改正条例の施行の日のいずれか遅い日」とする。
- 4 改正後の第16条第3項及び第17条第2項の規定は、施行日以後に土地の埋立て等を完了し、又は廃止する者について適用し、施行日前に土地の埋立て等を完了し、又は廃止した者については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に土地の埋立て等の許可を受けた者のうち施行日から3月以内に土地の埋立て等を完了し、又は廃止するものに対する改正後の第16条第3項の規定の適用については、同項中「前項の規定による直近の報告に係る期間の末日の翌日（当該許可に係る土地の埋立て等の期間が3月未満の場合にあっては、当該許可に係る土地の埋立て等に着手した日）」とあるのは「水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（平成28年水戸市条例第41号）の施行の日」と、「同項に規定する事項」とあるのは「前項に規定する事項」とする。
- 6 第3項に規定する者に対しては、施行日前になされた申請に基づく土地の埋立て等の許可に関する場合に限り、改正後の第20条第3号の規定は、適用しない。ただし、その者が施行日以後に同号に該当するに至った場合は、この限りでない。
- 7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（令和5年3月27日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第3条の次に1条を加える改正規定、第6条の改正規定、第8条第5号の改正規定、第20条第3号の改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に土地の埋立て等（水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第1条に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）を行っている者で、当該土地の埋立て等に係る改正後の第3条第1項に規定する埋立て等区域（以下この項において「埋立て等区域」という。）の面積が500平方メートル未満であるもの（当該埋立て等区域に隣接する土地（以下この項において「隣接地」という。）において当該土地の埋立て等を行う日前1年以内に土地の埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合であって、当該土地の埋立て等を行う者と当該隣接地において土地の埋立て等を行い、若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土地の埋立て等を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときにおいては、当該埋立て等区域の面積と当該隣接地における埋立て等区域の面積とを合算した面積が500平方メートル以上であるものを除く。）は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日までの間は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第7条第1項の規定による許可を受けずに、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができる。
- 3 改正後の第8条第2号の2の規定は、施行日以後になされる土地の埋立て等の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請に係る許可の要件について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請に係る許可の要件及び施行日前に許可を受けた土地の埋立て等に係る水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項ただし書に規定する要件については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第19条第1項並びに第22条第1項及び第2項の規定は、施行日以後に完了し、又は廃止する土地の埋立て等について適用し、施行日前に完了し、又は廃止した土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

付 則（令和7年3月21日条例第21号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この条例の施行の際現に茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和6年茨城県条例第75号）による改正前の茨城県土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年茨城県条例第67号）第6条第1項の規定による許可を受けて土地の埋立て等（水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第1条に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）を行っている者に対しては、この条例による改正後の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の規定は、適用しない。
- 3 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる土地の埋立て等の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を

含む。)の申請に係る許可の要件について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。)の申請に係る許可の要件については、なお従前の例による。

4 改正後の第17条の規定は、施行日以後になされる許可(許可に係る事項(施行日前に受けた許可に係る事項を除く。)の変更の許可を含む。)の申請に係る埋立て等区域(改正後の第4条に規定する埋立て等区域をいう。以下同じ。)内の土壌の調査について適用し、施行日前になされた許可(当該許可に係る事項の変更の許可を含む。)の申請に係る埋立て等区域内の土壌の調査については、なお従前の例による。

5 改正後の別表の規定は、施行日以後になされる申請に基づく事務に係る手数料について適用し、施行日前になされた申請に基づく事務に係る手数料については、なお従前の例による。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表(第11条関係)

種別	土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積	手数料の金額
許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 13,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下	1件につき 28,000円
	3,000平方メートル超	1件につき 40,000円
変更許可申請手数料	1,000平方メートル未満	1件につき 6,000円
	1,000平方メートル以上3,000平方メートル以下	1件につき 15,000円
	3,000平方メートル超	1件につき 27,000円

注 土砂等による土地の埋立て等の区域の面積の変更に係る変更許可申請手数料の金額は、当該変更後の土砂等による土地の埋立て等を行う区域の面積による。